

押印を求める手続の見直しのための国土交通省関係省令の一部を改正する 省令案（仮称）について（概要）

令和 2 年 1 1 月
国 土 交 通 省

I. 背景

規制改革実施計画（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、「原則として全ての見直し対象手続（※）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされているところである。

これを踏まえ、国土交通省が単独で所管する省令において、国民や事業者等に対して押印を求めている手続について押印を不要とする等の所要の改正を行うものとする。

※所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの

II. 改正の概要

1. 記名押印、署名の廃止等

- 別添①に掲げる省令において、国民や民間事業者等に対して押印、署名等を求めている手続について、押印等を不要とするための規定（様式を含む。）の見直しを行う。

※別添①に掲げる省令のうち別添②に掲げる省令において、押印、署名等を求めている手続であって、厳格な本人確認を行う必要性から印鑑証明の添付が必要となるもの及び国際条約上申請者の署名等が必要なものについては、引き続き押印又は署名を求めることとする。

※別添①に掲げる省令のうち別添③に掲げる省令において、押印及び本人確認書類として印鑑証明の添付を求めている手続については、押印を廃止することとし、他の添付書類等による本人確認が困難な手続については、運転免許証や旅券等の写し等の本人確認書類の提出を求めることとする。

2. 国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成 15 年国土交通省令第 25 号）の一部改正

- 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）における署名等の代替のための同法第 6 条第 4 項の氏名又は名称を明らかにする措置として、電子署名等に加えて、行政機関等の指定する方法による措置を規定することとする。

3. その他

- その他所要の改正を行うものとする。

III. 今後のスケジュール（予定）

公布・施行：12 月下旬

(別添①)

- ・船舶法施行細則（明治32年逓信省令第24号）
- ・鉄道抵当法施行規則（明治38年逓信省令第37号）
- ・船用品検査試験規則（大正9年逓信省令第75号）
- ・軌道法施行規則（大正12年内務・鉄道省令）
- ・船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）
- ・船員職業安定法施行規則（昭和23年運輸省令第32号）
- ・通訳案内士法施行規則（昭和24年運輸省令第27号）
- ・航路標識法施行規則（昭和24年運輸省令第30号）
- ・建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）
- ・海上運送法施行規則（昭和24年運輸省令第49号）
- ・測量法施行規則（昭和24年建設省令第16号）
- ・造船法施行規則（昭和25年運輸省令第42号）
- ・建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）
- ・建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）
- ・海事代理士法施行規則（昭和26年運輸省令第43号）
- ・自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）
- ・優良自動車整備事業者認定規則（昭和26年運輸省令第72号）
- ・道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）
- ・道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）
- ・自動車道事業規則（昭和26年運輸省・建設省令第2号）
- ・自動車型式指定規則（昭和26年運輸省令第85号）
- ・船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和26年運輸省令第91号）
- ・土地収用法施行規則（昭和26年建設省令第33号）
- ・港湾法施行規則（昭和26年運輸省令第98号）
- ・内航海運業法施行規則（昭和27年運輸省令第42号）
- ・公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則（昭和27年建設省令第23号）
- ・航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）
- ・道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）
- ・小型漁船の総トン数の測度に関する省令（昭和28年運輸省令第46号）
- ・航空機登録規則（昭和28年運輸省令第50号）
- ・外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行規則（昭和28年運輸省令第51号）
- ・鉄道軌道整備法施行規則（昭和28年運輸省令第81号）
- ・建設機械抵当法施行規則（昭和29年建設省令第35号）
- ・土地区画整理法施行規則（昭和30年建設省令第5号）
- ・空港法施行規則（昭和31年運輸省令第41号）
- ・動力車操縦者運転免許に関する省令（昭和31年運輸省令第43号）
- ・都市公園法施行規則（昭和31年建設省令第30号）
- ・倉庫業法施行規則（昭和31年運輸省令第59号）

- ・宅地建物取引業法施行規則（昭和 32 年建設省令第 12 号）
- ・危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和 32 年運輸省令第 30 号）
- ・内航海運組合法施行規則（昭和 32 年運輸省令第 39 号）
- ・港湾運送事業法施行規則（昭和 34 年運輸省令第 46 号）
- ・自動車ターミナル法施行規則（昭和 34 年運輸省令第 47 号）
- ・住宅地区改良法施行規則（昭和 35 年建設省令第 10 号）
- ・施工技術検定規則（昭和 35 年建設省令第 17 号）
- ・公共用地の取得に関する特別措置法施行規則（昭和 36 年建設省令第 25 号）
- ・車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和 36 年建設省令第 28 号）
- ・宅地造成等規制法施行規則（昭和 37 年建設省令第 3 号）
- ・船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令（昭和 37 年運輸省令第 43 号）
- ・船舶安全法施行規則（昭和 38 年運輸省令第 41 号）
- ・不動産の鑑定評価に関する法律施行規則（昭和 39 年建設省令第 9 号）
- ・特殊貨物船舶運送規則（昭和 39 年運輸省令第 62 号）
- ・道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則（昭和 39 年運輸省令第 63 号）
- ・河川法施行規則（昭和 40 年建設省令第 7 号）
- ・道の区域内の国土交通大臣が管理する河川に係る流水占用料等に関する省令（昭和 40 年建設省令第 17 号）
- ・海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和 40 年運輸省令第 39 号）
- ・船舶推進性能試験及び船舶用機関性能試験規則（昭和 40 年運輸省令第 43 号）
- ・近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行規則（昭和 40 年総理府令第 42 号）
- ・小型船造船業法施行規則（昭和 41 年運輸省令第 54 号）
- ・古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行規則（昭和 42 年建設省令第 2 号）
- ・流通業務市街地の整備に関する法律施行規則（昭和 42 年建設省令第 3 号）
- ・ダム使用権登録令施行規則（昭和 42 年建設省令第 5 号）
- ・船員災害防止活動の促進に関する法律施行規則（昭和 42 年運輸省令第 78 号）
- ・下水道法施行規則（昭和 42 年建設省令第 37 号）
- ・指定漁船に乗り組む海員の労働時間及び休日に関する省令（昭和 43 年運輸省令第 49 号）
- ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行規則（昭和 44 年建設省令第 48 号）
- ・都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）
- ・都市再開発法施行規則（昭和 44 年建設省令第 54 号）
- ・地価公示法施行規則（昭和 44 年建設省令第 55 号）
- ・自動車登録規則（昭和 45 年運輸省令第 7 号）
- ・自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（昭和 45 年運輸省令第 8 号）
- ・タクシー業務適正化特別措置法施行規則（昭和 45 年運輸省令第 66 号）
- ・全国新幹線鉄道整備法施行規則（昭和 45 年運輸省令第 86 号）

- ・自動車登録規則（昭和 46 年運輸省令第 7 号）
- ・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和 46 年運輸省令第 38 号）
- ・旅行業法施行規則（昭和 46 年運輸省令第 61 号）
- ・積立式宅地建物販売業法施行規則（昭和 46 年建設省令第 29 号）
- ・防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則（昭和 47 年自治省令第 28 号）
- ・海上交通安全法施行規則（昭和四十八年運輸省令第九号）
- ・船員電離放射線障害防止規則（昭和 48 年運輸省令第 21 号）
- ・船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和 48 年運輸省令第 49 号）
- ・船舶等型式承認規則（昭和 48 年運輸省令第 50 号）
- ・都市緑地法施行規則（昭和 49 年建設省令第 1 号）
- ・公有水面埋立法施行規則（昭和 49 年運輸省、建設省令第 1 号）
- ・生産緑地法施行規則（昭和 49 年建設省令第 11 号）
- ・国土利用計画法施行規則（昭和 49 年総理府令第 72 号）
- ・船内における食料の支給を行う者に関する省令（昭和 50 年運輸省令第 7 号）
- ・新都市基盤整備法施行規則（昭和 50 年建設省令第 4 号）
- ・船員に関する勤労者財産形成促進法施行規則（昭和 50 年運輸省令第 46 号）
- ・大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則（昭和 50 年建設省令第 20 号）
- ・船舶油濁等損害賠償保障法施行規則（昭和 51 年運輸省令第 3 号）
- ・幹線道路の沿道の整備に関する法律施行規則（昭和 55 年建設省令第 12 号）
- ・船舶のトン数の測度に関する法律施行規則（昭和 56 年運輸省令第 47 号）
- ・独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は鉄道事業者等が交付する一般旅客定期航路事業廃止等交付金に関する省令（昭和 56 年運輸省・建設省令第 4 号）
- ・土地区画整理士技術検定規則（昭和 57 年建設省令第 16 号）
- ・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和 58 年運輸省令第 39 号）
- ・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和 58 年運輸省令第 40 号）
- ・海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和 58 年運輸省令第 41 号）
- ・浄化槽設備士に関する省令（昭和 59 年建設省令第 17 号）
- ・浄化槽工事業に係る登録等に関する省令（昭和 60 年建設省令第 6 号）
- ・浄化槽の型式の認定に関する省令（昭和 60 年建設省令第 11 号）
- ・船員に関する雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則（昭和 61 年運輸省令第 1 号）
- ・特定都市鉄道整備促進特別措置法施行規則（昭和 61 年運輸省令第 27 号）
- ・鉄道事業法施行規則（昭和 62 年運輸省令第 6 号）
- ・民間都市開発の推進に関する特別措置法施行規則（昭和 62 年建設省令第 19 号）
- ・集落地域整備法施行規則（昭和 63 年建設省令第 2 号）

- ・大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法施行規則（昭和 63 年建設省令第 17 号）
- ・大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法施行規則（平成元年建設省令第 15 号）
- ・貨物利用運送事業法施行規則（平成 2 年運輸省令第 20 号）
- ・貨物自動車運送事業法施行規則（平成 2 年運輸省令第 21 号）
- ・地方拠点都市地域における都市計画法の特例等に関する省令（平成 4 年建設省令第 10 号）
- ・特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成 5 年建設省令第 16 号）
- ・航空法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める省令（平成 6 年運輸省令第 50 号）
- ・被災市街地復興特別措置法施行規則（平成 7 年建設省令第 2 号）
- ・建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成 7 年建設省令第 28 号）
- ・航空法施行規則の一部を改正する省令（平成 9 年運輸省令第 14 号）
- ・航空法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令（平成 9 年運輸省令第 25 号）
- ・密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成 9 年建設省令第 15 号）
- ・装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）
- ・住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成 12 年建設省令第 20 号）
- ・航空法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令（平成 12 年運輸省令第 27 号）
- ・水防法施行規則（平成 12 年建設省令第 44 号）
- ・首都圏近郊緑地保全法施行規則（平成 12 年総理府、建設省令第 7 号）
- ・近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行規則（平成 12 年総理府、建設省令第 8 号）
- ・大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行規則（平成 12 年総理府令第 157 号）
- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則（平成 13 年国土交通省令第 71 号）
- ・踏切道改良促進法施行規則（平成 13 年国土交通省令第 86 号）
- ・解体工事業に係る登録等に関する省令（平成 13 年国土交通省令第 92 号）
- ・マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成 13 年国土交通省令第 110 号）
- ・高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成 13 年国土交通省令第 115 号）
- ・船員に関する個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則（平成 13 年国土交通省令第 129 号）
- ・小型船舶登録規則（平成 14 年国土交通省令第 4 号）
- ・小型船舶の登録等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める省令（平成 14 年国土交通省令第 5 号）
- ・特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成 14 年国土交通省令第 17 号）
- ・都市再生特別措置法施行規則（平成 14 年国土交通省令第 66 号）
- ・マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成 14 年国土交通省令第 116 号）
- ・国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則（平成 16 年国土交通省令第 59 号）

- ・特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成 16 年国土交通省令第 64 号）
- ・景観法施行規則（平成 16 年国土交通省令第 100 号）
- ・屋外広告物法施行規則（平成 16 年国土交通省令第 102 号）
- ・都市鉄道等利便増進法施行規則（平成 17 年国土交通省令第 82 号）
- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令（平成 18 年国土交通省令第 11 号）
- ・国土交通省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則（平成 18 年国土交通省令第 82 号）
- ・特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行規則（平成 18 年国土交通省令第 88 号）
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 18 年国土交通省令第 110 号）
- ・海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律施行規則（平成 19 年国土交通省令第 72 号）
- ・広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行規則（平成 19 年国土交通省令第 74 号）
- ・特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則（平成 20 年国土交通省令第 10 号）
- ・海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令（平成 20 年国土交通省令第 67 号）
- ・国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則（平成 20 年国土交通省令第 91 号）
- ・長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成 21 年国土交通省令第 3 号）
- ・排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行規則（平成 22 年国土交通省令第 35 号）
- ・津波防災地域づくりに関する法律施行規則（平成 23 年国土交通省令第 99 号）
- ・都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成 24 年国土交通省令第 86 号）
- ・船員の労働条件等の検査等に関する規則（平成 25 年国土交通省令第 32 号）
- ・海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行規則（平成 25 年国土交通省令第 92 号）
- ・総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令（平成 26 年国土交通省令第 13 号）
- ・国土交通省関係地域再生法施行規則（平成 27 年国土交通省令第 58 号）
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号）
- ・共通構造部型式指定規則（平成 28 年国土交通省令第 15 号）
- ・国土交通省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 41 号）
- ・住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成 29 年国土交通省令第 63 号）
- ・国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則（平成 29 年国土交通省令第 65 号）
- ・所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則（平成 30 年国土交通省令第 83 号）

- ・国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則（平成 31 年国土交通省令第 12 号）
- ・国土交通省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則（平成 31 年国土交通省令第 17 号）
- ・国土交通省関係平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行規則（令和元年国土交通省令第 10 号）
- ・自動車の特定改造等の許可に関する省令（令和 2 年国土交通省令第 66 号）

(別添②)

- ・船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）
- ・船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 91 号）
- ・自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（昭和 45 年運輸省令第 8 号）
- ・小型船舶登録規則（平成 14 年国土交通省令第 4 号）
- ・国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則（平成 31 年国土交通省令第 12 号）

(別添③)

- ・土地区画整理法施行規則（昭和30年建設省令第5号）
- ・都市再開発法施行規則（昭和 44 年建設省令第 54 号）
- ・新都市基盤整備法施行規則（昭和 50 年建設省令第 4 号）
- ・密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成 9 年建設省令第 15 号）